

大阪柔整だより

「平成 30 年 大阪保険講演会」開催

—大阪からはじまる療養費適正化理念！—

平成 30 年 2 月 10 日(土)15:00 より大阪柔整会館において大阪保険講演会が開催された。天気は生憎の雨であったが、300 名を超える参加者で会場は埋め尽くされ、開催に当たっては、近畿厚生局長 塚原 太郎 様 よりメッセージを頂戴した。

今回の演題は『1. 請求実績から見る大阪府柔道整復師会による療養費適正化について』『2. 柔道整復は医療ですか?』である。

前半の演題では、講師として 木村 元彦 様 (トランスコスモス健康保険組合)、杉原 睦規 様 (日本アイ・ビー・エム健康保険組合)、長嶺 秀一 様 (太陽生命健康保険組合) がそれぞれ講演をされた。

「請求実績から見る大阪府柔道整復師会による療養費適正化について」と題した木村 元彦 様 の講演は、各都道府県別請求金額や請求件数とその平均値の比較、各都道府県社団と任意団体・個人契約の比較等を数値で示され、大阪府柔道整復師会は療養費適正化理念宣言以降の短期間にも関わらず、請求実績は件数、単価ともに低減化の傾向が明らかであり、療養費の適正化が実現しつつあるというものであった。「保険者機能を推進する会では、大阪府柔道整復師会の皆さんの療養費適正化に対する気高いお気持ちに敬意を表するとともに、今後の活動の進展に強い関心を抱いています。」と、締め括られた。

次に、「柔道整復療養費の事例紹介」と題した 杉原 睦規 様 の講演では、3 件の事例を挙げられ、①負傷名の誤り(骨折にも関わらず捻挫で請求)②重複請求(実日数を水増し)③多部位・長期請求(6 年間に亘る)についてそれぞれ説明された。「今、国が本腰を挙げて不正請求に対する対策を取ろうとしています。我々保険者も加入者に対して啓蒙活動してまいります。柔道整復師さんも療養費の適正化に向けましてご協力をお願いします。」と、締め括られた。

続いて、「柔整療養費 領収証等から見た事例」と題した 長嶺 秀一 様 の講演では、「領収証は交付の義務があり、様式は保険分合計、一部負担金、保険外金額の内訳が分かるものとする」について、領収証の合計金額と支給申請書の一部負担金の不一致、消費税が徴収されている、施術日が分からない等の事例紹介をされた。また、「無傷」での申請書の患者照会の回答は、「キャンペーン中で 1,000 円でした」「保険証の提示を求められ提出した」「ケガをした訳ではありません」などであったこと、さらに、違法広告やチェーン店間での架空請求、ホームページにおける過剰な宣伝広告も挙げられ、「今後の療養費適正化理念を皆様が進められていくことに敬意を表します。」と締め括られた。

[次頁へ続く](#)

前頁より

後半は、「柔道整復は医療ですか？-整形外科医からみた柔道整復-」と題し、福岡市で開業されている 松本整形外科 院長 松本 光司 先生（厚生労働省柔道整復療養費検討専門委員会 有識者委員）が講演された。柔整問題に関心を持つきっかけとなった健康被害の実例、医療、医療類似行為の範囲と定義、療養費と診療報酬の違い、整形外科医からみた柔道整復業界の状況と問題点、療養費検討専門委員会でも議論になっている「亜急性」「白紙委任」問題や、医接連携は可能か？などについての講演であった。最後に、「今回、こちらで講演させて頂いて感謝致します。」と締め括られた。

本会が「療養費適正化理念」を立ち上げて丸2年が経とうとしている。少しずつではあるが大阪社団の中には浸透しつつあると思う。それは今回の保険者のデータにも数字で表れている。我々柔道整復師からすれば辛辣な内容の講演であったが、真摯に受け止め「療養費適正化理念」を推進していく覚悟である。今後も皆様のご協力をお願い致します。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

社会保障審議会医療保険部会

『第13回柔道整復療養費検討専門委員会』開催される

日時：平成30年1月31日（水）14:00～15:30

場所：全国都市会館 大ホール（2階）

議題：柔道整復療養費の専門委員会「議論の整理」に基づく諸課題の検討

今回の専門委員会では、議論の整理に係る対応スケジュールの進捗状況や今後の検討について議論が行われた。

施術管理者の要件について、3年の実務経験が必要となる場合に研修機関の受け入れ先があるのか問題であると保険者側から意見があった。施術者側も、1年以上は施術所における実務経験が必要となるのであれば、それ以外の期間は、医療機関も幅広く対象施設として認めていただきたいと要望した。

その他、「亜急性の文言の見直し」「1部位目からの負傷原因記載について」「柔整審査会の権限強化において統一様式でない支給申請書の返戻について」「白紙委任について」「広告のガイドライン作成について検討会の早期立ち上げ」等、次回以降も継続して議論が行われる。

また、専門委員会の開催前に、専門委員以外の団体からヒアリングが行われ、不正請求問題で「故意」と「過失」を見抜くような対策が必要と意見があった。

平成30年4月1日 福祉医療費助成制度が変わります！

大阪府における福祉医療費助成制度の再構築に伴い、福祉医療費助成制度の対象者や対象医療、一部自己負担額が変更されます。

詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。

「平成 30 年新年交歓会」開催

平成 30 年 1 月 7 日(日)午後 5 時より、ホテルグランヴィア大阪 20 階「名庭の間」において、公益社団法人大阪府柔道整復師会 新年交歓会が盛大かつ華やかに開催されました。

新春にふさわしい穏やかな陽気に包まれた中、会員はもとより、国会議員(18 名)、府議会議員(16 名)、市議会議員(16 名)、東大阪市長、堺市長、吹田市長、泉佐野市長、寝屋川市長、八尾市長、羽曳野市長、一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長をはじめ、関係団体代表など多数のご来賓の御臨席を賜り、総勢約 300 名が参集しました。

各界より大阪府知事 松井 一郎 様(ご名代 大阪府副知事 濱田 省司 様)、近畿厚生局 塚原 太郎 様、一般社団法人 大阪府医師会 会長 茂松 茂人 様(名代 副会長 中尾 正俊 様)、公益社団法人 日本柔道整復師会 会長 工藤 鉄男 様から、本会の発展を期する御祝辞を賜り、一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長 藤垣 哲彦 様の乾杯の発声にて、宴開催となりました。

毎年、年始に行われるこの新年交歓会では業界の展望や現在のおかれている状況などを知ることができ、また地域別のテーブルでの立食形式で行われるため、管轄の市長や議員の先生方、近隣支部の先生達との情報交換や交流を深める良い機会になっています。

新年交歓会だけではなく、色々な行事に積極的に参加し、多くの方々と接することで情報共有し、業界発展のために一丸となって協力していくことが必要であると感じます。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 広報部

介護保険のコラム Vol.35

～平成 30 年度介護保険法改正のポイント(利用者負担) その 1～

今回は、平成 30 年度介護保険法改正に伴う利用者負担の改正をお伝えします。

・高額介護サービス費の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、高額介護サービス費の「一般区分」の月額上限額を医療保険並みに引き上げる。
- ・1 割負担者のみの世帯については、年間上限を設定(37,200 円×12 か月=446,400 円)(3 年間の時限措置)

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当(※)	44,400 円
一般	37,200 円⇒44,400 円+年間上限額の設定 (1 割負担者のみの世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600 円
年金収入 80 万円以下等	15,000 円

※世帯内に課税所得 145 万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収 520 万円以上(単身世帯の場合は 383 万円以上)

1 割負担者に対する年間上限額の設定

1 割負担者(年金収入 280 万円未満)のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行の負担最大額を超えない仕組みとする。(3 年間の時限措置)
年間上限額： 446,400 円(37,200 円×12)

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

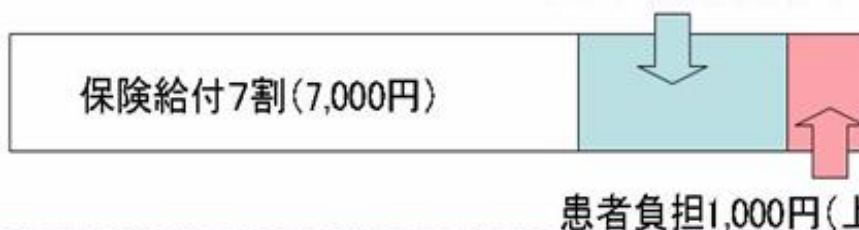
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

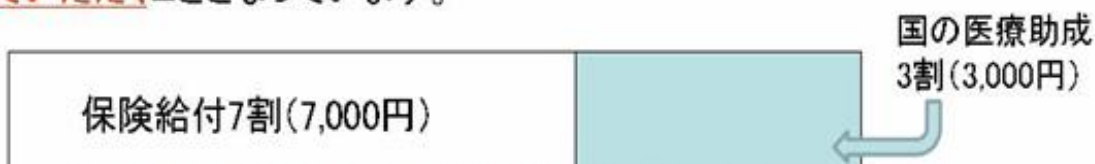
○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。